

## 関係市長意見

〔 名古屋市長  
春日井市長 〕

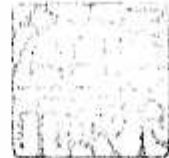
写

17 環 評 第 11 号

平成 18 年 3 月 31 日

愛知県知事 神 田 真 秋 様

名古屋市長 松 原 武 久



春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業に係る環境影響  
評価準備書について (回答)

平成 18 年 2 月 3 日付け 17 環政第 972-5 号により照会のありましたみだしのこ  
とについては、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を提出します。



(環境局環境都市推進部環境影響評価室)

環境の保全の見地からの意見

春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業に関する環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は下記のとおりである。

記

- 1 本市では名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づく水質汚濁に係る環境目標値として、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）については、親水性の観点から浮遊物質量を10mg/l以下と設定し、市民モニタリングなどを通して市民に水辺への関心を持っていただき、水質改善につなげていきたいと考えています。また、市内中心部を流れる堀川の水質改善のため、庄内川からの導水を実施しているところでもあります。  
については、本事業は工事期間が10年余と長期にわたることから、工事に伴う排水の水質には十分留意されたい。
- 2 環境影響評価準備書では、土地利用計画が色分けして表示されていますが、「神社・寺院」及び「学校」の色が正しく表記されておりませんので、これを適切に表記することによって景観の予測結果（図9.1.8-4(1)、(2)）との整合性を図られたい。



17春環第1584号  
平成18年3月31日

愛知県知事 神田真秋 様

春日井市 鶴飼一郎



春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に関する意見について（回答）

平成18年2月3日付け17環政第972-5号で照会のありましたことについて、環境の保全の見地から別紙のとおり回答します。



## 春日井熊野桜佐土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に関する意見書

本市は、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造する環境都市春日井をめざしています。

春日井市都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業を施行するにあたっては、環境への負荷をできる限り低減し、環境保全に努めること。

環境影響評価書の作成にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適切に実施するとともに、次の事項について対応が必要である。

- 1 環境影響評価の結果、第1節10地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の「予測の結果」(P346)に予測している様に「保存樹」について、社寺等にある保存樹の引き続き良好な保存が図られるよう、事業計画について配慮をすること。
- 2 ビオトープ整備等にあつては、良質な水源の確保、予定地の日照の確保や民地との適正な隔離等、また、継続的な維持管理が確保できるよう、ビオトープ予定地周辺の事業計画等について配慮をすること。
- 3 環境保全措置の実施による事後調査の手法等について
  - (1) 移殖先の環境が安定し、種の定着が確認されるまで確実にその進捗状況を報告すること。
  - (2) 予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は種が定着することを最優先課題として取り組むこと。
  - (3) 事業完了し土地区画整理組合が解散するまでに、貴重な動植物の移殖先の種の定着状況を報告すること。
- 4 建設工事を実施する実施区域やその周辺に対して
  - (1) 作業に係る騒音、振動、粉じんの防止を十分に図り、作業時間等を考慮すること。
  - (2) 工事施工ヤード・資材置場の配置、現場作業員の生活排水、トイレの汚水の保管・処理の方法など周辺への影響を与えないよう配慮すること。
  - (3) 濁水防止の観点から、仮設沈砂池及び調整池の施工時にも対策を図ること。
- 5 環境影響評価書の作成にあたっては、市民に分かりやすいものとなるよう配慮すること。